

## 公益財団法人平塚市まちづくり財団令和2年度第5回理事会議事録 概要

令和2年12月3日午後1時30分、2階会議室において、第5回理事会を開催した。

出席理事 7人（理事総数7人）

井上純一、難波修三、岩崎由紀子、梶井龍太郎、高橋佳久、田中國義、丸山孜

出席監事 2人

長谷川進、岩崎浩臣

議事録作成者

理事長 井上純一

司会者である総務施設課長が本日の理事会は理事7人中7人の出席を得ているので有効に成立した旨を告げた後、理事会運営規程第6条第1項の規定により井上純一理事長が議長となり、開会を宣した。

理事長は、本日の議題は、議案として、「議案第4号 職員就業規程及び臨時職員等の就業に関する規程の一部を改正する規程」、「議案第5号 芸術文化特定費用準備資金取扱規程の一部を改正する規程」、「議案第6号 評議員選定委員会委員の選任」の3案件と、報告事項として、「理事長及び常務理事の職務執行状況報告（9～11月）」の1案件である旨を告げ議案の審議に入った。

### 議案第4号 職員就業規程及び臨時職員等の就業に関する規程の一部を 改正する規程

理事長は、今回の改正は、現在、年次休暇の繰越しについては、平塚市に準じ、残日数に1日未満の端数がある場合、これを切り捨てることとしているが、そもそも民間労働法制においては時間単位の残日数についても繰り越されること及び平塚市においても平成30年4月1日から嘱託職員に限り、時間単位の繰越しをできることとしたことから、本財団の正規職員及び嘱託職員についても、1日未満の端数の繰越しをできることとするほか、身分証の着用義務及び不妊治療による療養が必要な場合の特別休暇に関する規定を整備するものとし、議案第4号別紙により説明した。

理事長が諮ったところ、議案第4号 職員就業規程及び臨時職員等の就業に関する規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

#### 議案第5号 芸術文化特定費用準備資金取扱規程の一部を改正する規程

理事長は、当該資金をその費用として充当する芸術文化鑑賞記念イベントの年度を平成33年度から令和3年度及び令和4年度に改めるほか、現行の規定では、当該資金はその目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないこととされているが、目的外の取崩しを必要とする事態等が発生する場合に備えて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第3項第3号に規定する取崩しについての特別の手続きを定めるため、規定を整備するものとし、議案第5号別紙により説明した。

岩崎委員、梶井委員、高橋委員、田中委員及び丸山委員から、当該資金を目的外に取り崩すことができることとするについて慎重な意見が出た。

理事長が諮ったところ、議案第5号 芸術文化特定費用準備資金取扱規程の一部を改正する規程について、原案に、第7条に第2項として1項を加える部分を削除する修正を加えた上、出席理事全員一致で可決した。

#### 議案第6号 評議員選定委員会委員の選任

理事長は、評議員選定委員会委員のうち、事務局員から選任されていた荒井謙一委員が令和2年9月30日をもって辞任したことにより、後任の委員を選任する必要があるとし、議案第6号により後任の候補者氏名、勤務先等、選出区分と、任期は、選任の時から前任の委員の任期の終期である現評議員の改選の前日までとなることを説明した。

理事長が諮ったところ、出席理事全員一致で評議員選定委員会委員に次の者を選任した。

評議員選定委員会委員

市川 徹（事務局員）

#### 理事長及び常務理事の職務執行状況報告（9～11月）

常務理事は、理事長及び常務理事の職務執行状況報告として、令和2年9月から同年11月までの事業実施状況等について、職務執行状況報告書により説明した。

以上をもって議案の審議及び報告が終了したので、議長は閉会を宣し、午後2時30分閉会した。